

2023 年度やどかりの里活動方針

総括所見（勧告）を実践に活かした活動づくり

誰も取り残さない地域を目指して

I 私たちを取り巻く状況

2020 年からの COVID-19 の世界的流行により、人と人との間に距離が求められ、マスク越しやオンラインでの会話が日常になって 3 年。ロシアのウクライナへの軍事侵攻は 1 年にも及び、原油高に光熱水費や食材などの物価高騰が止まらない。世界的パンデミックは行き過ぎた新自由主義、グローバル化がもたらした社会的諸問題をあぶり出し、看過できない問題が山積だ。

2023 年 2 月、八王子市の滝山病院で医療従事者による入院患者への暴行事件が発覚し、NHK でも特集番組が組まれ関係者に衝撃が走った。同様の暴行事件は全国の精神科病院で相次いでいる。これらは氷山の一角に過ぎず、COVID-19 感染拡大による大規模クラスターの発生、増え続ける身体拘束など閉鎖性が強く、差別的処遇が常態化した精神医療の構造的問題が露呈している。9 月に国連障害者権利委員会から出された総括所見（勧告）では精神科医療について厳しく指摘され、非自発的入院による自由のはく奪を認めるすべての法規定を廃止するよう勧告している。人権問題としての精神医療改革は喫緊の課題だ。

司法においても人権裁判が続いている。2018 年 1 月に仙台地裁から始まった優生保護法被害裁判。大阪高裁、東京高裁、熊本地裁、静岡地裁、仙台地裁では原告の訴えを全面的に受け止

め、旧優生保護法は憲法違反であり除斥期間の適用は著しく正義・公平の理念に反するとして国の賠償責任を認め、原告勝訴が続いている。障害のある人への差別、偏見を助長する法律を認めてきた国の責任は重い。国連の障害者権利委員会の総括所見では、日本の障害者制度が父権主義的であると警鐘を鳴らしている。津久井やまゆり園事件の背景には健常者優先主義、能力主義に基づく考え方があり、法的責任を迫るよう政府の責任を問うており、優生思想からの脱却を求めている。

2013 年から 3 回にわたって生活保護基準が引き下げられ、2014 年に全国 29 地裁で始まった生活保護基準引き下げ違憲訴訟。2023 年 2 月、宮崎地裁は支給額の減額処分の取り消しを命じ、同年 3 月 24 日には青森地裁及び和歌山地裁に原告勝訴の判決を下した。そして、同年 3 月 29 日にさいたま地裁でも「勝訴」の判決が下った。「生活保護は生きる術。大事な制度だからこそ声を上げられなかった仲間のためにも、これから利用する人にも同じ思いをさせたくない」との原告たちの訴えを受け止める判決結果となった。

憲法施行から 75 年が経ち、戦争を放棄した日本だがこの国の先行きは極めて不穏だ。2023 年 1 月の通常国会で、首相は施政方針演説で先送りできない課題として防衛力の強化を挙げた。2 月には、2023 年度からの 5 年間で防衛費を総額 43 兆円に増額するための防衛力強化資金を創設した。2022 年 12 月に閣議決定した安

保三文書の1つ、国家防衛戦略では反撃能力の保有が明記され、戦争できる国に近づいている。

私たちは平和と自由が踏みにじられる動きに敏感になり、流れを止めるべく声をあげていかなければならない。総括所見は、障害のある人の実態と日本の制度が大きく乖離していることを指摘し、進むべき方向性を示している。日本社会の根底に根づく優生思想との決別を目指し、総括所見を追い風に目の前にある社会的諸問題の解決に向け考え、行動する1年にする。

II やどかりの里の活動方針

COVID-19感染拡大から3年。マスク越しの会話、オンラインでの会議や集会などが日常になる中、対面で話す機会も人と出会う機会も減少した。2023年度はやどかりの里が大切にしてきた出会いの場、共感に基づく対話、学び合いを推進する。そして、以下の5点を重点方針として活動を進める。

1) 総括所見に照らして実践を振り返り、展望する

総括所見(勧告)を学び、日々の実践に活かしていくために、総括所見に照らしてやどかりの里の実践を振り返り、展望を描く1年とする。総括所見では分離されている場の問題が指摘されている。例えば福祉的就労の場である5つの事業所のあり方、グループホームやサポートステーションの宿泊を伴う事業所のあり方などが問われている。すべての障害のある人がインクルーシブな環境で暮らし、働くために求められていることは何か、これからの障害者福祉を展望することにもなろう。そのためには障害のある人たちのおかれている実態とニーズを踏まえ、法人内のさまざまな会議や学習会、メンバー交流会議、やどかりミーティングなども含め、話し合いの場を設けていく。また、やどかりの里メンバーの家族の集いを再開し、これからの活動のあり方など意見交換する場を創る。

2) 人権問題として精神医療改革のあり方と取り組むべき課題を明らかにする

映画「夜明け前のうた 消された沖縄の障害

者」は、沖縄の私宅監置被害者である障害のある人の実相を鮮明に映し出したドキュメンタリー映画だ。沖縄は日本政府に併合され、戦後は米軍の駐留が続き、日本から切り捨てられ、何重もの差別をうけてきた歴史がある。同時に沖縄で私宅監置されてきた障害のある人びとは、更なる差別の中にあつた。滝山病院を始め精神科病院における暴行事件の根底には、棄民政策としての精神医療の問題が根深く残されている。映画が映し出す歴史的事実は、現代の精神医療にも形を変えて引き継がれている。看過できない問題だ。4月に開催する映画上映活動を通して、今なお続く精神医療のあり方について根本から捉え直す機会とする。4回の上映会を満席にし、精神医療改革が喫緊の課題であることを一人でも多くの人たちに伝え、共に考えたい。

3) 組織の土台固め、共感・協働の輪を広げていく

公益社団法人の会員はやどかりの里の根幹である。誰もが安心して、自分で選んだ生き方や暮らし方を選択できる地域を実現していくために、思いを共有する人の輪をさらに広げていく。出会いの機会を大切に、総会も対面での開催とし、法人会員の交流活動を企画していく。また、やどかりの里が大切にしてきた価値をわかりやすく発信し、理解者や共感者を広げていく。そのために法人のパンフレットの改訂、ホームページやSNSを通しての発信、機関紙「やどかり」を通じた広報活動も続けていく。法人会員以外にもやどかり研究所や賛助会員の制度があり、様々な形でやどかりの里に関わる人の層を厚くしていく。

また、法人活動を共に担うボランティアの活動参加を広く募っていく。

光熱水費や物価の高騰による事業運営への影響が今年度も続くことが予測される。当面の対策を講じながら、法人としての財政状況を分析し必要な対策を検討する。

4) 働く場の機能の再構築

障害福祉サービスへの営利企業の参入、COVID-19感染拡大を背景にし、ここ数年各事業所で働くメンバーが減少傾向にある。メン

バーの減少の原因を分析し、新たなニーズの掘り起こしに取り組む。また、メンバー1人1人のニーズに基づいて働く場の機能を見直し、就労支援事業の再構築を図る。併せて、ピアサポーターと職員の協働をさらに進め、ピアサポーターの職域の拡大を図る。

5) 地域の茶の間づくり

2020年から開始した「未来を拓く つなぐ・つくるプロジェクト（以下、T.Tプロジェクト）」は、3年間にわたってファイザープログラム「心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援」によって活動を推進してきた。COVID-19感染拡大で地域のイベントが中止する中、地域の居場所づくりを進めてきた意義は大きい。この3年間の経験と実績をもとに2023年度は新たに「エシカルCafé としょかんのとなり」事業を開始する。地域の人たちとの共同作業がこのプロジェクトの基本であり、地域巡回やアウトリーチ活動を継続し、人と自然との関係をとともに考え、生きづらさを抱えた人たちを置き去りにしないための地域づくりを進めていく。

Ⅲ 事業計画

1. 法人本部・事務局

総会及び理事会の決定に基づき、三役会、責任者会議で全体を把握しつつ、各事業所、委員会等連携し、円滑な法人運営を図る。

事務局は、公益法人、労務、財務等の諸手続きを行う。また、積極的に会員拡大を図る。

1) 各会、行事の開催

- ① 定時総会：6月17日
- ② 定例理事会：年4回程度
- ③ 責任者会議：各月
- ④ やどかりミーティング：6月・8月、2月を除く各月
- ⑤ 職員会議：常勤（11月・4月）、非常勤（年2回）
- ⑥ 職員研修会：1～3年目

⑦ 行事：COVID-19の状況により検討

2) 機関紙の発行、情報発信

会員向けに機関紙「やどかり」を発行（各月15日）。やどかりの里の活動が点在する地域には、地域紙「よみさんぽ」を配布（年4回）。ホームページ等で情報発信・交流を図る。

3) 財務

COVID-19の影響や物価高騰により、財政が圧迫されている。責任者会議を中心に終始状況を把握し、助成金等も活用していく。

4) 労務

職員の処遇に関しては、社会保険労務士と密に連携し、諸制度の変更に適切に対応していく。これらの周知や諸規則の整備等行う。

2. つなぐ・つくるプロジェクト

本プロジェクトは、2020年から3年にわたってファイザープログラムの助成を受けて進めてきた。この3年間の実績や経験を土台に新たな拠点となる大宮東図書館に隣接する喫茶コーナーを「エシカルCafé としょかんのとなり」と命名し、5月に正式オープンし、地域の場を開いていく。

合わせて地域巡回を継続し、まちなか保健室はじめ、キッチンカーやリアカーの活用、喜々と楽々（2頭のヤギ）や音楽の力も借りて、多くの人や団体との共同作業で出会いの場、交流の場を創出する。

食とケアとエネルギーの地域循環を指向する本プロジェクトとして、自然栽培の野菜をはじめ、国内外のエシカルな商品を社会に発信し、エネルギーを身近に考えようと取り組むみぬま電力の活動も続ける。

COVID-19の感染状況も見ながら、これまで感染予防の観点から保留していた地域の自治会等との連携を進め、地域巡回の一環として「むらカフェ」の開催も計画する。

「助けて」と言い合える地域の実現を目指し、ソーシャルファームの具体化に向けて、研究を続ける。

3. 相談支援活動

障害のある人や家族の暮らしや労働の実態把握を進め、安心して生活できる地域の支援態勢づくりを進めていく。また、相談者のニーズに合わせた福祉サービスの調整や環境整備を関係機関と連携して行っていく。

1) 各区の地域ネットワークづくり

各区の状況に合わせ、区支援課、他事業所等と協議をしながら障害のある人の暮らしの実態把握、各事業所の課題整理に取り組めるよう、区ごとにネットワークづくりを進めていく。その中で、障害のある人や世帯が抱える困難な実情を明らかにし、地域で支える仕組みづくりにつなげていく。また、区ごとの取り組みを活かした学習や研修の機会をつくり、区内の関係機関との共通した支援基盤を整えていく。

2) 地域移行支援の取り組みを進める

長引く COVID-19 感染状況の中で、精神科病院からの地域移行支援がなかなか進められていない。さいたま市地域移行・地域定着支援連絡会議を中心に、訪問による聞き取り調査ができるよう働きかけ、精神科病院に入院している人の状況や精神科病院の抱える課題について実態把握を進めていく。その上で、ピアサポーターとともに、地域移行支援を進めるための具体的な対策を検討していく。

3) 地域精神保健の課題に向けて

専門性を活かした支援のあり方、課題整理を進めていく。地域の中で未だ支援につながらない最も困難さを抱えた人たちに向けて、T.Tプロジェクトとも連携し、課題整理を進めながら生活支援センターとして具体的な取り組みを検討していく。

4. 生活支援活動

総括所見（勧告）と照らし合わせながら、障害者権利条約第 19 条の実現を目指し、1人1人に合った地域生活を送るための環境整備に重点を置いて取り組む。特に、多様な住まい方を実現するための支援体制の充実と、健康課題に対

応した活動や支援体制の充実について生活支援会議や健康増進プロジェクト会議で検討しながら具体的な取り組みを進める。

1) 居住支援チームによる支援体制の充実

サポートステーションとグループホームとの合同チームで、居住支援のあり方について検討を進め、グループホームの支援体制の整備をはじめ、1人暮らしのためのチャレンジ（体験）利用や緊急利用等に対応できる住まいの場を試行的に取り組み、暮らしの場のバリエーションを増やす。

2) 健康課題に対応した活動づくりの拡充

健康増進プロジェクトチームで、登録者の健康状態の把握を行い、健康課題に対する個別支援と体力測定や健康相談会などの健康づくりの活動に取り組む。特に、食に注目した支援や余暇活動の充実など、生活習慣の見直しや再構築につながる支援を充実させる。

3) 多職種によるチームづくりの強化

地域生活を送り続けるために、不足している支援内容や新たなニーズを明らかにし、対応するための支援体制について検討を進める。支援体制の充実にあたっては、ピアサポーターや保健師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームでの取り組みを進め、実践の集積とあわせて、新たな事業立ち上げの準備を進める。

5. 労働支援活動

事業所の特性を踏まえながら COVID-19 感染拡大防止策を続け、安全な環境整備に配慮していく。

勤務日数や時間にとらわれることなく、本人の希望にそって受け入れ、やりがいや目標を持ち、健康を保って、多くの人たちが継続して働ける場所としていく。

新たに始まる拠点活動（エシカル café としょかんのとなり）とも連携し、地域イベントや行事にも積極的に参加し、交流の場として、情報発信の機会として、収益向上等の目的も踏まえ、各事業所で、労働支援活動としても取り組んでいく。

1) 地域との連携、情報発信の場づくり

今後はCOVID-19の感染法上の分類や、それに伴って社会の認識も変わっていくことが予想される。また、これまで中止、延期されていた地域でのイベント・行事等も再開される。新たに拠点活動も始まる予定であり、地域交流の場として、情報発信の機会として、収益向上もあわせて、働くことの楽しさや喜びを感じられるような機会として、積極的に参加していく。

2) 多種多様なニーズに応える事業所運営

健康を保ち、自分のペースで働き続けることができるよう、各事業所それぞれの特色を活かしながら継続していく。加齢や生活習慣が原因による内科的、身体的疾患症状を抱えるメンバーの増加は、この数年の傾向である。できなくなったことに注目するのではなく、どうすればできるのか、を最大限考え、働きたいというメンバーを受け入れていく。

3) 労働支援活動連絡会の開催

各事業所単位での取り組みとともに、やどかりの里としての労働支援活動の視点、地域の中で生きる、地域の中で活動していくことを大切にしてきた。いきいきとした活動、地域に開かれた活動を目指し、各事業所間、各支援活動とともに、関係機関や自治会等とも連携し、その目的を達成させていく。これらに際して、労働支援活動連絡会を定期的に開催し、労働支援を中心にやどかりの里全体に声掛けを行い、地域イベント・行事の参加を検討していく。

6. セルフヘルプネットワーク

1) メンバー交流会

COVID-19感染拡大防止に努めながら、メンバー交流会を2回以上開催する。多くのメンバーが参加できるような企画、メンバー同士の新しい出会いの場とともに、旧交を温め合う会となるように開催する。

メンバー交流会も定期的に開催し、企画検討や運営を参加者とともに話し合い、決定していく。メンバー交流会の4つの柱「メンバーのよこのつながり」「いろいろな人たちとの出会い」「やどかりの里の将来像を考え合う」「メ

ンバーの力を反映させる仕組みづくり」を大切に活動を継続していく。

2) 浜砂会

定例会（第2木曜日、13:30～16:00、障害者交流センターにて）を以下の内容で実施予定とする。

4月 齋藤正男氏（もくせい福社会理事）による父親の立場での体験談

5月 2023年度浜砂会総会

6月 「すまいるサロン（久喜市）」林あおい氏より活動内容について講演

7月 「おやじの会」との合同懇談会

9月 DVDを使つての学習会

（下半期の内容は改めて検討決定する）

談話会（第4土曜日13:00～15:00、大宮中部公民館）を開催し、参加者でじっくり話せる機会とする。また、「はまサロン」を5月に開催予定とする。

3) おやじの会

「今日よりも 若い日はない おやじの会」として前向きにチャレンジしていく。

① 社会とのつながり

「生きるには 自力と他力 おりませで」
生きづらい世の中、家族・当事者の生きやすい環境を整える。また、行政、やどかりの里、他の家族会との連携を推し進めて理解者、支援者を増やしていく。また、精神障害者医療費助成制度創設に対しては、引き続き賛同してくれる市会議員と連携して粘り強く県、市に要請する。

② 多様な視点を学ぶ

「今さらを 今からにして 深く知る」
統合失調症の人の回復力を高めるSSTなど当事者とのコミュニケーションの取り方（DVD視聴）を学ぶ機会を持つ。また、日本の障害者政策に対する総括所見を学び、自分たちの日常や日々の実践を通して重ね合わせ、改善点やアイデアを話し合い、事例などの情報を共有していく。

その他、外部講師を招いての意見交換、家族教室の参加などを予定する。

③ 相談業務計画

「井の中の カワズ人の世の 深さ知る」
体は骨太で硬いが、頭は柔らかく新鮮な気持

ちで家族、地域社会を支えていくのがおやじの道。外部に出て、同じように辛い苦しい日常を送っている家族の重い荷物を降ろす手伝いをさせていただく。諸条件（場所・必要な資材・相談員の選定）を整え、今年度中に実施する。

7. クラブ活動

やどかりの里音楽隊「Stars&Dreamers」

障害者権利条約 30 条を意識し、音楽を通じた文化活動として取り組む。メンバー、職員、家族がそれぞれの立場を越えて、音楽を楽しみ、交流する機会を継続していく。

イベント等が開催されるようになれば、発表の機会も再開されることが想定される。安心して参加できることを大切に、参加者と相談しながら参加の可否を決定していく。

8. 委員会活動

1) 危機管理委員会

法人活動の取り組みによって予測される危機的状況への対策を講じるための協議、対策案の検討と決定、実施を行い、日常におけるリスクの低減を目指していく。

感染症対策部会、防災部会を継続的に組織し、防災対策（自然災害）とBCP（事業継続計画）、感染症対策について法人内各事業所の個別対策と共に、横断的な対策の検討と立案、各訓練を行う。

法人内での情報共有にも積極的に取り組み、職員会議、非常勤職員研修会、やどかりミーティングなどでも継続的に周知していく。

事業活動中における事故、ヒヤリ・ハット事例の集積も継続して行い、分析、改善策の提案やリスク低減のための取り組みを行う。

2) 権利擁護委員会

権利擁護委員会を定期的に開催し、やどかりの里職員倫理綱領を常に活動の基盤に置いて、職員1人1人の人権意識を向上し、日常的に意識化していくための取り組みを進める。

委員会には虐待防止対策部会と身体拘束適正化部会を設置し、各部会での研修を開催する。研修の企画にあたっては、メンバー交流会議やピアサポーターとも協働し、当事者の視点で権利擁護を考える学習を開催する。また、障害者権利条約の総括所見（勧告）と実践を照らし合わせながら、その実現を目指すために、職員、メンバー、家族との合同学習も実施し権利擁護の意識を高めていく。

2023 度やどかりの里組織図

